

日行連発第 1011 号  
平成 29 年 12 月 25 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠 田 和 夫  
許認可業務部  
部長 矢 野 浩 司

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（周知協力）

国土利用計画法においては、一定面積以上の大規模な土地について土地売買等の契約を締結した場合には、土地の権利取得者（買主）は、契約締結の日から起算して 2 週間以内に、市町村長を経由して、利用目的や取引価格等を都道府県知事等に届け出なければならないとする土地取引規制制度（同法第 23 条第 1 項）が定められております。

今般、国土交通省より、当会に対しての周知依頼とあわせて、各都道府県行政書士会へ周知のためのポスター及びリーフレットが送付されましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会所属会員に対する本制度の周知につき、ご協力くださるようお願い申し上げます。

記

【別添】

- ・「国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（依頼）」  
（平成 29 年 12 月 14 日付け・国土企第 51 号・国土交通省 土地・建設産業局 企画課長）

以 上



国土企第51号  
平成29年12月14日

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫 様

国土交通省土地・建設産業局 企画課長



### 国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（依頼）

貴会におかれましては、平素より土地関係施策の円滑な執行にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく事後届出制の周知徹底等については、平成20年9月19日付け国土利第46号で依頼させていただいておりますが、今年度におきましても、引き続き各都道府県行政書士会員に対して周知をお願い致したく、10月にポスター及びリーフレットを送付させていただいたところです。

なお、国土交通省ホームページに同制度は掲載しており、ポスター及びリーフレットのダウンロードが可能となっております。

([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo\\_tk2\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000019.html))

本制度の趣旨をご理解の上、一層のご協力をよろしくお願い致します。